

【普通話】青梅市政府网页还提供以上语言：英语，普通话，广东话，韩语，西班牙语和德语。
【粤语】青梅市政府网页还提供以上语言：英语，普通话，粤语，韩语，西班牙语和德语。
【한국어】저희 오우메시 홈페이지는 영어, 중국어, 광둥어, 한국어, 스페인어, 독일어로도 볼 수 있습니다.
【Deutsch】Die Website der Stadtregierung Ome ist auch erhältlich in: Englisch, Mandarin, Kantonesisch, Koreanisch, Spanisch und Deutsch.

確定申告書は早めに提出を 2月16日(火)～3月15日(月) 確定申告書は青梅税務署へ

自宅等からの申告のお願い

申告書作成会場においては、大変な混雑が予想されます。
ご自宅等からパソコン・スマートフォンでご利用いただけるe-Tax(国税電子申告・納税システム)による申告をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税並びに贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書等は、次のいずれかの方法で提出できます。

▽「書面」をプリントアウトして青梅税務署に郵送
▽マイナンバーカード、ICカードリーダーライタまたはマイナンバーカード対応スマートフォンを利用したe-Taxでの提出
▽ID・パスワードを利用したe-Taxでの提出

※「確定申告書等作成コーナー」にはスマートフォン専用画面があり、所得の種類が、給与所得、年金収入や副業等の雑所得、保険の満期金等の一時所得のみの方は、見やすい専用画面で申告書を作成することができます。

※マイナンバーカードを利用してe-Taxを行う場合には、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意願います。有効期限切れの場合には、電子証明書の更新後に利用してください。
※令和元年分の申告書等をe-Taxを利用して提出した方、プリントアウトして書面により提出した方には、令和2年分の申告書等が送付されません。引き続きe-Tax等をご利用ください。

令和2年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税

※還付申告をする方は、2月15日(月)以前でも、確定申告書を提出できます。
期間 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日曜日、2月23日を除く

得金額の合計額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。(公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に限り)
※この場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また、所得税および復興特別所得税の申告が必要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

★2年分の贈与税の申告書の提出・納税

2月1日(月)～3月15日(月)
★2年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税：3月31日(水)まで
申告書作成会場を開設します
所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書、贈与税の確定申告書の作成会場を開設します。
期間 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日曜日、2月23日を除く

駐車の利用

2月1日(月)～3月15日(月)は、青梅税務署の駐車場は使用できません。この期間は、イオンスタイル河辺(JR河辺駅北口)の駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。
2月21日、28日は立川税務署で受け付けます
申告書作成のアドバイス(電話による相談を除く)、用紙の配布、申告書等の受付を立川税務署で合同で行います。
※国税の領収および納税証明書は発行は行っていません。

社会保険・税番号制度の記載について

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書については、税務署へ提出する際は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。
医療費控除の明細書の添付について
平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署や各申告相談会場に来院される際は、事前の作成をお願いいたします。医療費の領収書の提出は不要となりますが、医療費の領収書はご自宅で5年間保存する必要があります。また、税務署から求められたときには、領収書を提示または提出しなければなりません。
なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます。
※医療費の領収書の添付または提示により医療費控除を適用する経過措置は終了していますので、ご注意ください。

災害で被害を受けた場合の税務手続き等

災害により被害を受けた場合は、申告期限の延長や納税の猶予など、申告・納税等に係る手続き等があります。
状況が落ち着き次第、税務署へご相談ください。
85(自動音声)で案内していますので、「2」を選択してください。
▽住民税に関すること：市民税課市民税係

ご利用ください 振替納税、e-Tax、「コンビニ納付」

所得税および復興特別所得税、個人事業者が納付する消費税および地方消費税の納付については、金融機関や税務署では、金融機関や税務署で納付できるほか、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落としになる振替納税が利用できます。
e-Taxを利用する場合は、自宅やオフィス等からインターネット等を利用して、インターネットバンキング等による電子納税やダイレクト納付により納税することができます。
また、パソコンやスマートフォンで、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」や「コンビニ納付用二次元コード作成専用画面」から、コンビニ納付に必要な「二次元コード」(PDFファイル)を作成・印刷できます。これにより、税務署で納付書を手しなくても、コンビニ納付(金額が30万円以下の場合に限り)ができます。
詳細は、青梅税務署管理運営部門 ☎22・3185(自動音声)で案内していますので、「2」をお問い合わせください。

スマートフォン決済「ファミペイ」で市税等が納められます

市税等の納付方法として、新たに「ファミペイ」によるサービスを開始しました。
スマートフォン決済とは、スマートフォンアプリを使った電子納付です。スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されている「コンビニ収納バーコード」を読み取り、市税等を納付することができます。
対象税目等
▽市市民税(普通徴収分)
▽固定資産税・都市計画税
▽軽自動車税(種別割)
▽国民健康保険税(普通徴収分)
▽後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
▽介護保険料(普通徴収分)
▽廃棄物処理手数料(し尿、粗大)
※コンビニ収納バーコードが印刷されていない納付書では納付ができません。
※コンビニ収納バーコードが印刷されている納付書では、1回の支払い金額が30万円を超える場合は、納付ができません。
※現在「ファミペイ」でのチャージ上限額は10万円となっており、1回の支払いが10万円を超える場合は、納付ができません。
なお、「ファミペイ」での納付書では納付ができませんが、納付書に「ファミペイ」のコードが印刷されている納付書で、1回の支払い金額が30万円を超える場合は、納付ができません。
※スマートフォン決済による納付では、領収証書および軽自動車の車検用納税証明書は発行されませんので、領収書または車検用納税証明書が必要な場合は、金融機関等で納付してください。
その他詳細は、各社ホームページ等をご確認ください。
お問い合わせ 収納課 納管理係

新築・増築の調査にご協力を

新築・増築した場合
市では、令和3年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するため、新築または増築された家屋の調査を行っています。
令和2年中に新築・増築した、すべての家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物置等)が対象となります。
す。建築確認を申請していない小規模な増築、物置やサンルームの設置なども、課税の対象となる場合がありますのでご連絡ください。
※建築確認を申請している場合、連絡の必要はありません。
問い合わせ 資産税課 係 係

老齢年金を受けている方へ 源泉徴収票が送付されます

令和2年中に国民年金や厚生年金等の「老齢年金」を受け取った方へ、1月中旬～下旬に、日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。
税務署で確定申告を行う際にお使いください。
届いていない場合や紛失した場合は、再交付できますのでご連絡ください。
なお、「障害年金」、「遺族年金」については、非課税のため、源泉徴収票の送付はありません。
再交付申し込み問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165(050)の電話からかける場合は ☎03・6700・1165、青梅年金事務所 ☎30・3410